

「日本美術教育研究論集」論文投稿規程

1 論文の投稿資格（受理基準）

- (1) 論文投稿者は、単著・共著ともに公益社団法人日本美術教育連合の正会員である
- (2) 投稿論文の筆頭著者が、論文投稿年度における「日本美術教育研究発表会」の発表者である
- (3) 投稿論文の筆頭著者が、「日本美術教育研究発表会」の発表年度または翌年度のうちに投稿する
- (4) 正会員である論文投稿者が期日（投稿締め切り日）までに、年度会費および本規程の定める論文掲載料を完納している

2 投稿論文の範囲・内容

- (1) 投稿論文の内容が、美術教育に関する内容である
- (2) 投稿論文の内容及び研究手続きにおいて、人権及び研究倫理全般に抵触していない
- (3) 投稿論文の題目と内容が、日本美術教育研究発表会における発表内容と同じである
- (4) 投稿論文の内容が、未発表かつオリジナルの内容である（再投稿は次年度以降可）
- (5) 投稿論文の内容が、投稿された各郡の下記の種別内容（A～C群）に適合している

A群（理論・実践研究論文）

- ・ 独創性があり、学術的価値を有する知見が含まれた論文。
- ・ 研究の背景、目的、用いた研究方法（調査・分析の観点や手法）が明確に述べられ、結論や意義が考察されている。

B群（実践研究報告等）

- ・ 新規的な内容を含む、すぐれた美術教育実践研究の報告。
- ・ 単なる実践の紹介やハウツーではなく、実践の価値や意義が論じられている。

C群（研究ノート）

- ・ 美術教育分野における新しい研究テーマや解決すべき問題を展望的に紹介するもの。
- ・ 原著論文や実践研究報告までは至っていないが、ある程度まとまった研究や調査等の結果を記述したもの。

3 掲載の条件

- (1) 投稿論文が、投稿時にエントリーした論文区分（A群・B群・C群）の内容に適合している
- (2) A群・B群・C群ともにテキスト・図版等について事項4に示す「論文の書式」を厳守している
- (3) A群の投稿論文は「英文サマリー」を有し、投稿者の責任に基づきネイティブチェック等を通して、当該論文の概要を適切に記している
- (4) 投稿者（論文著者）は、『公益財団法人日本美術教育連合 著作権規定』に示される全事項に合意し、「著作者による保障等（第6条）」に準拠して次の事項①～④を確認している
 - ① 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願または登録に関する権利等を侵害していないこと。
 - ② 本著作物が二重投稿でない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと。
 - ③ 本著作物が共同著者物である場合には、本法人への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保障できる。本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記している。
 - ④ 研究倫理に反していない、人権に配慮している。（投稿時においては、大学等の研究倫理委員会の承認、または調査対象者の人権・肖像権・個人情報等に関する責任の所在が投稿者に

帰することを保証できる。)

4 論文の書式

- (1) A群・B群・C群ともに、本文および図版(写真・表・図等)、及びA群のみの「英文サマリー」を含め、次に示す文字数、表記の形式をとる
 - ① 1頁分の構成と文字数は、A4判・横書き・2段組、23字×44行×2段=2024字
 - ② 8頁(C群のみ6頁も可)を原則とし、12頁を上限とする
 - ③ 題目(副題)、所属、氏名は、第1頁の1行目から2段組を1段組に統合して記載し(題目の英語表記、所属、氏名の英文表記も含む)、本文は10行目から2段組で書き始める
※現職をもち大学院等に所属する場合は、どちらか一方の所属を選択して記す
※学部・大学院に所属する学生は、学年(年次)も記す
※論文作成にあたっては、原稿テンプレートをホームページよりダウンロードして使用すること
 - ④ 共通の項立て・見出しを用い、以下の番号と見出し語のみを使用する
大項目 1. 2. 3. [全角数字] …、中項目 (1) (2) (3) …、小項目 ① ② ③…
 - ⑤ 図表は、十分な解像度(印刷実寸で300~350dpi)があり、グレースケール印刷でも細部まで判別できる(図表等の画像データは、掲載確定後に本文テキストと別フォルダにて提出を求める)
 - ⑥ 脚注(引用・参考文献含む)は、文末脚注とすること
引用著書は、著者名・『著書名』・刊行所・発行年・引用頁(例: pp.1-3、p.6)
引用論文は、執筆者・「論文名」・『掲載誌名』・発行所・発行年・引用頁
 - ⑦ 投稿後のカラー頁への変更及びその逆への変更は、原則として認められない

5 論文の掲載料

- (1) A群・B群・C群の掲載料は、一般(給与を得ている内地留学生等を含む)、院生・学生ともに一律18,000円とする
- (2) 8頁から2頁増ごとに6,000円を加算(奇数頁の場合でも余白頁を含めて2頁増として計算)
(例) 10頁では、24,000円(9頁でも同じ)
12頁では、30,000円(11頁でも同じ)
- (3) カラーページの場合は、1頁につき12,500円を加算
- (4) 抜き刷り(一律50部)は、8頁モノクロで7,000円、2頁増ごとに2,000円を加算する
抜き刷りのカラーページは、1頁ごとに2,000円を加算する
- (5) 論文掲載料は下記の所定口座に納入し、送金証明書(利用明細書のコピー等)を投稿論文に同封する
 - ① 口座記号番号: 00170-1-86036(右寄せで記入) 郵便振込
 - ② 加入者名: 公益社団法人日本美術教育連合
 - ③ ご依頼人: 郵便番号、住所、氏名、電話番号、所属
 - ④ 通信欄: 例) 掲載料18,000円(8頁)
+増頁分6,000円(2頁増の場合)=24,000円(計10頁)
※ 抜き刷りを希望の場合はその旨明記し、必要な金額を加算
- (6) 査読の結果、掲載に至らない場合は、納入した掲載料の内6,000円を引いた金額を返金する

6 査読要領

- (1) 査読審査においては、A群:主査1名、副査2名、B群・C群:主査1名、副査1名で査読される。
- (2) 査読にあたっては、本規定による、1論文の投稿資格、2投稿論文の範囲・内容、3掲載の条件、4論文の書式などの要件・要領を全て満たしていることを考慮する。

- (3) 学術的論考としての一般的な基準（問題意識、研究目的・方法の妥当性や信頼性、主題内容の新規性・有用性、言語表記や構成の論理性、文献の扱い、倫理指針）に問題がないことを確認する。
- (4) 査読者は投稿区別の評価観点に基づき以下の一つに判定し、付随意見を査読報告書に記入して論集編集委員会に報告する。

「A」：掲載（投稿者は、査読者の許可なく投稿原稿に一切の変更を加えられない）

「B」：条件付き掲載（修正を条件に掲載可）とする。投稿者は査読意見に沿って指摘箇所を修正する。但し、査読者が指摘した箇所または内容と異なる修正、論文の趣旨に係る大幅な内容の変更や加筆は加えられない。また、掲載確定後の著者校正においても同様とする）

「C」：掲載不可（論考内容や書式等に容易に修正できない問題、掲載条件の不履行等を含む）

- (5) 理事および運営委員で構成される論集編集委員会は、査読結果に基づき以下の判定を行う。

A群の場合は、3名の査読者の判定結果を下記に示す要領に基づいて総合的に判定する。

「A」：AAA（掲載）

「B」：AAB（条件付掲載）・AAC（条件付掲載）・ABB（条件付掲載）

ABC（条件付掲載）・BBB（条件付掲載）・BBC（条件付掲載）

「C」：ACC（掲載不可）・BCC（掲載不可）・CCC（掲載不可）

B群・C群の場合は、2名の査読者の判定結果を下記に示す要領に基づいて総合的に判定する。

「A」：AA（掲載）

「B」：AB（条件付掲載）・BB（条件付掲載）

「C」：AC（掲載不可）・BC（掲載不可）・CC（掲載不可）

- (6) 掲載不可となった論文は、「日本美術教育研究発表会」で発表した翌年度まで再投稿できる。論文は新規投稿として受け付け、査読審査を行う。ただし、年度内で筆頭著者として投稿できる論文は1本とする。尚、共著者（として投稿する場合）はこの限りではない。
- (7) 投稿者は、査読結果に関する異議申し立て等について、書面を通じてのみ論集編集委員会に問い合わせることができる（書式不問）。
- (8) 投稿した群の変更やそれにより生ずる査読結果の改訂は、原則として認められない。

令和6年8月25日 一部改訂